



ハッピーこまちゃん®

# やしお



平成27年  
(2015年)

# 6月号

毎月10日発行

QRコード



●発行/八潮市 ●編集/広聴広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1  
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>  
FAX 048(995)7367 Eメール [kochokoho@city.yashio.lg.jp](mailto:kochokoho@city.yashio.lg.jp)

やしお840メール配信中

空メール画面になるので何か一文字を入れて送信してください。

**詐欺に注意しましょう**  
高齢者などをねらった現金手渡し詐欺や、保険の還付金詐欺が増えています。自分一人で判断せずに家族や警察、市役所などに相談しましょう。



写生大会やキャンプをする皆さん



カヌー体験



こまちゃん音頭

5月17日に、水辺の遊びや自然体験をすることができ「中川やしお水辺の楽校」が「中川やしおフラワーパーク」の下流側に開校しました。記念イベントとして写生大会、デイキャンプ体験、カヌー体験、こまちゃん音頭などが行われ、多くの来場者でにぎわいました。

## 中川やしお水辺の楽校が

開校しました

問工商観光課 ☎202



**早めに情報収集を**  
集中豪雨や台風などの自然災害は、情報を集めることで危険を回避し、被害を減らすことができます。次のような方法で早めに情報収集をしましょう。  
・テレビ  
・ラジオ  
・インターネット  
・市ホームページ  
・やしお840メール配信サービス

**近年の集中豪雨**  
近年の集中豪雨には、「降雨の範囲が局所的である」「降雨時間が短い」「降水量が多い」といった特徴があり、集中豪雨により、河川の氾濫、道路冠水、低い土地での浸水などの水害が発生しています。黒い雲が近づいてくる、雷の音が聞こえてくる、急に冷たい風が吹いたりしたら集中豪雨に注意しましょう。

雨の強さと降り方						
1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	災害発生状況など
10以上~20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要 側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
20以上~30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている方の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市部では下水管から雨水があふれる
30以上~50未満	激しい雨	パケツをひっくり返したように降る	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。多くの災害が発生する
50以上~80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)				雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要
80以上~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

## 集中豪雨に注意しましょう

梅雨時は、前線の活動による大雨の多い季節です。近年の集中豪雨の状況や情報収集についてお知らせします。

問交通防災課 ☎305

市の人口と世帯数	
平成27年(2015年)5月1日現在	
前月比	
人口	85,793人 (+140人)
男	44,517人 (+66人)
女	41,276人 (+74人)
世帯	37,560世帯 (+115世帯)

今月の主な内容	
高齢者在宅福祉生活支援サービス	2
介護保険制度のお知らせ	3
平成26年度下半期財政状況の公表	4
耐震改修費用の一部を補助/自主まちづくり活動を支援/本人通知制度	5
おしらせHOTコーナー 案内・催し・募集	6~9
プレミアム付商品券のお知らせ	12

# 高齢者在宅福祉生活支援サービス

## 「生涯いきいきふれあいのある暮らし」を目指して

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

### 家具転倒防止器具等取付サービス

たんす、食器棚、本棚などの家具が地震などによって転倒することを防ぐため、家具の転倒防止器具などを取付けます（1世帯につき家具3点まで）。取り付けには、くぎ・ネジを使用するため、居住者と家屋の所有者が別である場合は、家屋の所有者などの承諾書が必要です。

▼高齢者のみの世帯の方  
▼心身に障がいのある方で一人暮らしの方  
▼65歳以上または心身に障がいのある方で、長時間一人暮らしと同様の状態（日中一人で家で過ごすなど）の方  
費無料



救急医療情報キット

### 緊急時通報システムサービス

▼家具転倒防止器具などを取り付けられる方がいない世帯  
▼次の①～④のいずれかで構成される世帯①65歳以上の方②身体障害者手帳1～3級を有する方③療育手帳A～Bを有する方④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課（☎428）へご相談ください。

緊急通報端末機器（緊急通報電話機、ペンダント型無線発信機）を貸与します。急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。また、日常生活に関する相談もボタンを押すだけで受付センターにつながり、話をすることができ



緊急通報電話機

### 徘徊高齢者家族支援サービス

発信装置による位置探知システムなどを活用して、徘徊している高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図ります。

徘徊の症状が見られる認知症の高齢者を介護する同居家族  
毎月月の利用料は市が負担、利用開始に係る費用（1万円）は利用者が負担

### 紙おむつの給付サービス

毎月、中旬に八潮葉業協同組合に加盟している薬局店で

### 長寿介護課 ☎447

自宅へ届けます（申請月の翌月から給付開始）。  
▼市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方  
▼次の①～④の中から、毎月1回必要とする1種類を決められた枚数給付①テープ止めパンツ+尿取りパッド②はくパンツ（リハビリパンツ）③フラットタイプ④尿取りパッド  
※サイズ（S・M・L・LL）によって、各パンツの枚数が異なります。サイズ・種類の変更は、長寿介護課へご相談ください。

### 訪問理美容サービス

寝たきり状態の高齢者で、理美容店に通うことが困難な方に対し、理容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。

利用日 理容は、原則として月曜日。美容は、火曜日および第3水曜日※事前に各理容・美容店に確認してください。  
▼市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態の方  
▼理容：調髪+顔剃り▼美容：（理美容券1枚につき、①～③のいずれか）①カラー（染め）+化粧、マニキュア、眉カット②パーマ+化粧、マニキュア、眉カット③カット

高年齢者居室等整備資金  
居室、浴室、トイレなどの増改築または改築工事をするために必要な資金を融資します。

### 寝具クリーニングサービス

乾燥殺菌（4月・10月）および丸洗い殺菌（7月・1月）を行います。  
▼市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態となり、寝具の洗濯および乾燥が困難な方（寝具の手入れができる方が同居している世帯は対象外）  
費無料

### 配食サービス

昼食または夕食のいずれかを1日1回自宅へお届けし、利用者の安否を確認します。  
▼市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、日常的に食事の用意が困難な方  
▼一人暮らしの方  
▼高齢者のみの世帯など  
利用回数 1週間に最大5回まで（利用者の状況などにより回数を決定）  
※利用サービスの変更（配食回数、曜日、昼食・夕食）は長寿介護課へご連絡ください。  
費1食350円

### 高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額3万円を限度として助成します（転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外）。  
▼次のすべてに該当する世帯  
▼住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯  
▼本市に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の方のみの世帯  
▼生計中心者の当該年度分の住民税が非課税  
▼生活保護を受けていない世帯

日常生活用具給付等サービス  
火災警報器、電磁調理器などを給付または貸与します。  
▼市内に住所を有する65歳以上で一人暮らしの高齢者など  
費所得課税状況により無料～全額負担の7階層

### 介護マークの配布

介護者が公衆トイレに付き添うときや、男性介護者が女性用衣服を購入するときなどに、介護中であることを周囲に理解してもらうために「介護マーク」を配布しています。  
▼認知症高齢者や要介護者などの介護をしている方  
費無料



介護マーク

### 生きがい活動通所支援サービス

老人センターすえひろ荘で、身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動などで1日を過ごします（送迎あり）。

各種サービスの申し込みや詳しい内容は、長寿介護課へお問い合わせください。  
なお、これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所した場合は必ず長寿介護課にご連絡ください。

# 介護保険制度の お知らせ

介護保険は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

問長寿介護課 ☎443

## 申請から介護サービス 利用までの流れ

①申請  
長寿介護課へ申請してください。(地域包括支援センター、ケアマネージャー、民生委員などの代行可)。  
※認定の結果が出るまで、申請後1カ月ほどかかります。

②審査・判定  
市の要介護認定調査員が自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、それらの結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が本人の状態を審査し、別表の要介護状態区分のいずれかまたは非該当と判定します。

③結果通知  
原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。

④ケアプラン作成  
ケアプランとは介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1〜5

と認定された方は指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。  
※指定居宅介護支援事業者一覧表は、申請時に窓口で配布されます。要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

⑤サービスを利用  
サービスの内容を決定後、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割を利用者が負担します(平成27年8月から、一定所得以上の方は自己

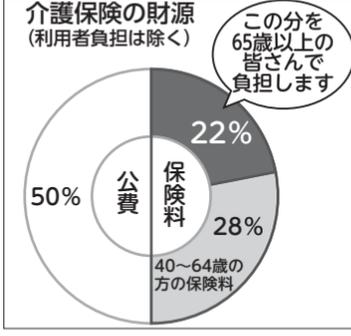
### 別表

要介護状態区分	要支援1	介護予防サービスを利用できます。
	要支援2	
	要介護1	
	要介護2	
	要介護3	介護サービスを利用できます。
要介護4		
要介護5		
非該当	介護サービスの利用はできませんが、介護予防事業をご案内します。	

※要介護状態区分は、本人に介護や支援が必要となる状態であるかどうか、介護や支援がどの程度必要となるかを審査し決定されます。

## 平成27年度65歳以上の 方の介護保険料

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。その割合は次のとおりです。



なお、介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。  
〈65歳以上の方の介護保険料の算定方法〉

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。※基準額：八潮市で必要な介護サービスの総費用に65歳以上の方の負担分22パーセントを掛け、市内に住む65歳以上の方の人数で割った額(下表「介護保険料早見表第5段階の金額」)  
※40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められます。

### 〈介護保険料早見表〉

あなたの保険料段階を確認しておきましょう (平成26年の所得および課税状況)

スタート! / 生活保護を受給している

はい / 老齢福祉年金を受給している

いいえ / あなたに住民税が課税されている

はい / 同じ世帯に住民税を課税されている方がいる

いいえ / 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以下

いいえ / 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120万円以下

はい / 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円以下

いいえ / 前年の合計所得金額は?

所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	25,700円 (基準額×0.45)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	37,200円 (基準額×0.65)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円を超える方	42,900円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	51,500円 (基準額×0.90)
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超える方	57,300円 (基準額)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	68,700円 (基準額×1.20)
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	71,600円 (基準額×1.25)
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	85,900円 (基準額×1.50)
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	91,600円 (基準額×1.60)
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	100,200円 (基準額×1.75)

●老齢福祉年金とは…  
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

●合計所得金額とは…  
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

●課税年金収入額とは…  
国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

表1 一般会計の予算執行状況

平成27年 3月31日現在

歳入		歳入科目の説明	
区分	予算現額	収入済額	説明
市税	149億3,188万円	152億6,896万8千円(102.3%)	市民税、固定資産税、都市計画税など
国庫支出金	53億5,902万7千円	47億6,147万3千円(87.8%)	市が行う特定の事務・事業に対して国から支払われるお金
市債	32億3,700万円	14億6,850万円(45.4%)	公共施設整備などのために、市が国や金融機関から借りるお金
諸収入	17億1,663万7千円	16億8,493万7千円(98.2%)	学校給食費や預貯金利子など
繰越金	16億3,649万3千円	16億3,649万3千円(100%)	前年度から持ち越したお金
県支出金	15億2,331万2千円	13億9,965万5千円(86%)	市が行う特定の事務・事業に対して県から支払われるお金
地方消費税交付金	9億8,800万円	9億5,632万9千円(96.8%)	地方消費税のうち、八潮市分として交付されるお金
繰入金	5億7,300万2千円	5億6,824万2千円(99.2%)	歳入の不足額を補うため、基金(預金)から繰り入れるお金
分担金及び負担金	3億2,127万5千円	3億2,275万5千円(100.5%)	市が行う施策に関して特定の利益を受けた方に負担していただくお金
その他	8億5,058万6千円	9億5,115万1千円(111.8%)	地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金など

歳出		歳出科目の説明	
区分	予算現額	支出済額	説明
民生費	117億9万3千円	107億7,035万4千円(92.1%)	児童・高齢者・障がいのある方の福祉などに使うお金
土木費	49億9,360万8千円	42億8,682万1千円(85.8%)	道路の建設・公園の整備などに使うお金
教育費	40億5,705万9千円	36億6,186万7千円(90.3%)	学校の管理、図書館、資料館などに使うお金
公債費	32億8,987万4千円	32億8,878万1千円(99.9%)	市が借りた、土木債・教育債などの返済に使うお金
総務費	30億5,855万8千円	26億9,767万7千円(89.7%)	住民票などの発行、庁舎の維持・管理などに使うお金
衛生費	19億5,826万8千円	17億8,597万8千円(87.3%)	ごみの処理、保健・環境衛生、スポーツ振興などに使うお金
消防費	11億6,840万7千円	9億1,164万8千円(78%)	消防力・救急力の強化に使うお金
商工費	5億1,861万1千円	3億3,210万8千円(64%)	商業・工業の発展などに使うお金
議会費	2億7,261万6千円	2億6,487万9千円(97.2%)	議会の運営などに使うお金
その他	1億7,281万8千円	1億4,378万4千円(83.2%)	労働施策、農業振興、土地開発公社への補助金などに使うお金

# 平成26年度 下半期財政状況の公表

市では、毎年2回、財政状況を公表しています。これは、税金などの大切なお金が、どのように使われているかをお知らせするものです。なお、平成26年度の一般会計および特別会計は、平成27年5月31日までの出納整理期間を経て決算額となります。

表1のとおりです。また、特別会計および上水道事業会計の予算執行状況は、表2のとおりです。

●歳入：主に市税、国からの補助金・交付金(国庫支出金)、市の借入金(市債)など  
●歳出：主に児童・高齢者・障がいのある方への支援に使う民生費、道路・排水路・公園などの整備に使う土木費など

問財政課 ☎306



市債を活用して整備した「消防救急デジタル無線・消防指令システム」

表3 市債の現在高 平成27年 3月31日現在 (単位:千円)

区分	現在高
一般会計 A	26,259,071
土木債	10,642,455
特別地方債(臨時財政対策債など)	9,817,813
教育債	3,973,232
民生債	385,188
その他の市債	1,440,383
特別会計 B	26,720,819
公共下水道事業	19,892,159
大瀬古新田土地区画整理事業	786,454
西袋上馬場土地区画整理事業	1,287,078
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	4,755,128
上水道事業会計(企業会計) C	3,160,681
合計(A+B+C)	56,140,571

借入金(市債)はどのくらいありますか？

市債は、長い年月利用する公共施設などを整備するため、一時的に多額の費用がかかるときに金融機関などから借り入れる資金です。整備したときの市民がすべて負担するのはなく、長期間にわたって分割して負担することにより、

一般会計の主な市債

一般会計の市債は、土木債、特別地方債、教育債が大きな割合を占めています。

土木債：道路・排水路の整備、区画整理事業、公園の整備、つくばエクスプレス建設の出資金・貸付金などのために借り入れたもの  
特別地方債：近年の地方の財源不足を補うために特別に行が認められているもの  
教育債：小中学校耐震補強・大規模改修など教育施設の整備のために借り入れたもの

表2 特別会計および企業会計の予算執行状況

平成27年 3月31日現在 (単位:千円、%)

区分	予算現額	収入済額	収入率
国民健康保険	10,816,740	9,888,476	91.4
公共下水道事業	3,847,435	2,966,686	77.1
稲荷伊草第二土地区画整理事業	137,387	98,573	71.7
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	131,307	50,214	36.5
大瀬古新田土地区画整理事業	387,253	102,255	26.4
西袋上馬場土地区画整理事業	897,119	294,903	32.8
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	1,504,833	398,656	26.5
介護保険	4,532,015	294,903	6.5
後期高齢者医療	703,528	548,040	77.9

区分	予算額	収入額	収入率
収益的収入	2,128,273	2,125,355	99.9
収益的支出	1,886,210	1,802,896	95.6
資本的収入	865,532	763,621	88.2
資本的支出	1,905,621	1,506,699	79.1

## あなたの家の耐震診断 耐震改修費用の一部を補助します

近年、国内では規模の大きな地震が多発しており、今後高い確率で「東京湾北部地震」が起きると予測されています。

市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料でを行っています。また、詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方に補助金交付制度があります。

平成27年度から、65歳以上の方を対象に耐震改修補助金を15万円加算します(限度額40万円)。

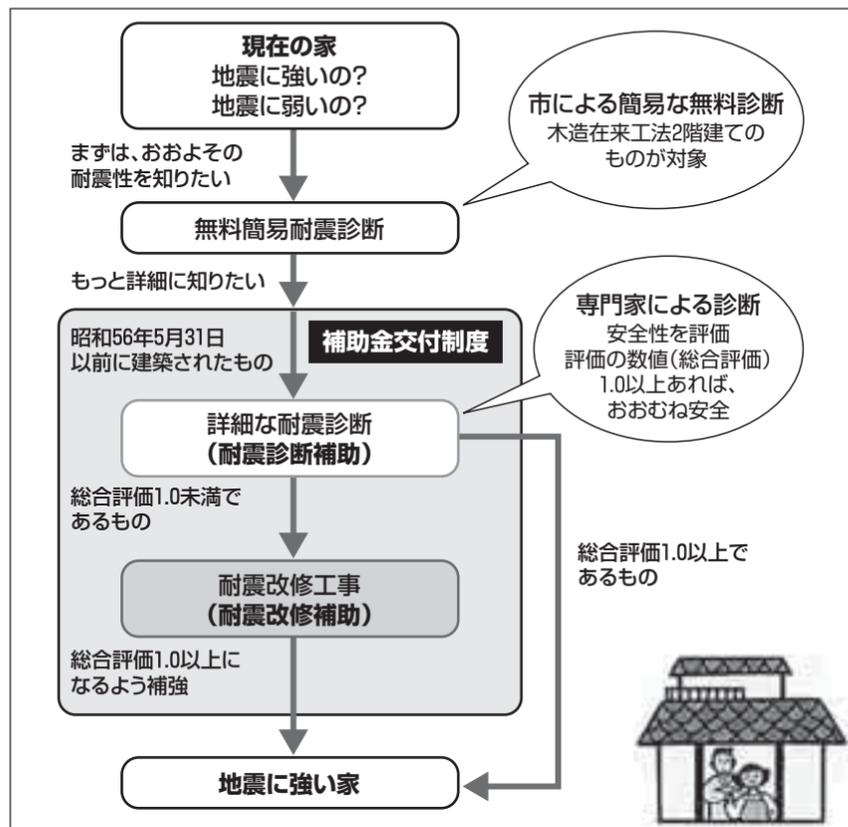
☎開発建築課 ☎468

### 対象の建物

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅など

### 補助金額

- 耐震診断…耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額(最高5万円)
  - 耐震改修…耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額(最高25万円)
- ※補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修に要した費用が30万円を超える場合には、さらに15万円を加算
- 詳しくは、パンフレット(開発建築課で配布)または市ホームページをご覧ください。



## 個人情報を守るために 本人通知制度へ登録しましょう

「本人通知制度」は、戸籍謄本(全部事項証明書)や本籍の記載のある住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したときに、その事実を登録した本人に通知する制度です。

不正取得の早期発見、不正請求の抑止のために登録しましょう。

☎市民課 ☎213

### 登録できる方

市の住民基本台帳または戸籍に記載されている方

### 通知の対象となる証明書

- ▼住民票の写し(本籍の記載があるもの)など
- ▼住民票記載事項証明書(本籍の記載があるもの)など
- ▼戸籍謄本(全部事項証明書、除籍、改製原戸籍)など
- ▼戸籍の附票の写し

### 通知する内容

- ▼交付年月日
  - ▼証明書の種類・通数
  - ▼本人の代理人または第三者に交付した事実
- ※請求者の氏名・住所は通知しません。

### 登録手続き

窓口に来庁する方の本人確認書類(運転免許証など)または委任状(代理人)をお持ちのうえ、市民課または駅前出張所へ



## 自主まちづくり活動を支援しています

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんが自主的にまちづくりに取り組む活動を支援しています。また、事前に活動団体登録や認定などを行った団体には、助成金を交付しています。

☎開発建築課 ☎335

### ■まちづくり活動の種類

ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化の推進などを進めるまちづくり活動です。
地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進めるまちづくり活動です。
テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていくまちづくり活動です。

### ■助成限度額

助成金は、予算枠に達し次第締め切ります。

〈ご近所まちづくり活動〉

花、苗木などの植栽	1万円(春夏秋冬各2,500円)
門、塀などの改造	10万円(改造に要した費用の2分の1が上限)

〈地域まちづくり活動、テーマ型まちづくり活動〉

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動: 5万円 テーマ型まちづくり活動: 5万円(2年目以降10万円)
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動: 50万円 テーマ型まちづくり活動: 1事業につき50万円

### ■活動団体の登録

まちづくり活動団体は、下表および登録基準を満たしている必要があります。

代表者	市内在住・在勤の方
構成員	5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方

## 八潮らしい街並み 景観形成支援補助制度

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、やしお家づくりデザインマナーブックに基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

平成27年度から、市外の工事施工業者を利用する工事も対象になりました。

☎都市デザイン課 ☎346

### ■対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき建築を行う個人住宅

### ■補助金額・補助件数

1棟あたり一律100万円、3棟分※予算枠に達し次第締め切り

### ■対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

### ■対象工事

- 「家づくり補助基準」に適合(全20項目)
- 一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備
- 敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満
- 請負金額が1,000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用を除く)

### ■申込資格

- 申込日現在、市内に1年以上住所を有し、市税を滞納していない方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方
- 補助金の交付決定前に、工事を着手していない方
- 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を着手し、完了する方(ただし、事前に変更承認により延期可)
- 工事完了後に一定期間、住宅を公開できる方

### ■申込方法

12月10日までに、所定の申請用紙(都市デザイン課または市ホームページで入手)などを都市デザイン課窓口へ(郵送不可)

※家づくり補助基準、申込資格など、詳しくはお問い合わせください。



# おしらせHOTコーナー 案内



**おしらせHOTコーナー**

ハッピーごまちゃん®

**市役所の電話**  
996-2111

**FAX**  
995-7367



## 八潮市議会定例会の傍聴

平成27年第2回八潮市議会定例会を6月1日(月)から18日(木)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(月)～17日(水)  
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと。  
定各日42人(当日先着順)  
協議事調査課 ☎277

## 会議の開催

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴  
日6月25日(木) 午後2時～4時(受付は午後1時30分～2時)  
場教育委員会会議室(市役所別館)  
内平成26年度社会教育事業報告など

## 市民課日曜窓口の休止

社会保障・税番号制度導入に伴い、個人番号の仮付番作業およびシステムの切替作業を行うため、休止します。

日7月12日(日)  
問市民課 ☎210

定10人(当日先着順)  
問社会教育課 ☎365  
●第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴  
日6月29日(月) 午後1時30分～2時30分  
場保健センター医師控室  
内平成26年度がん検診におけるがん確定報告について  
定5人(当日先着順)  
問健康増進課 ☎95・3381

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴  
日7月8日(水) 午後1時15分～2時30分  
場保健センター医師控室  
内委員の委嘱および役員を選出について  
定5人(当日先着順)  
問健康増進課 ☎95・3381

●老人福祉センター寿楽荘・すえひろ荘およびコミュニティセンターの臨時休館  
施設内の害虫消毒を行うため、休館します。  
日7月4日(土)  
問寿楽荘 ☎95・2847、すえひろ荘・コミュニティセンター ☎936・9181

●公共施設に関する市民意識調査  
市では、今後の公共施設の維持管理や整備に関する基本的な方針を示した「八潮市公共施設マネジメント基本方針」を定めました。今後、この基本方針に基づき、公

共施設の更新や統廃合などに向けた取り組みを進めるにあたり、市民の皆さんの意見をお聴きします。調査の対象になった方は、協力をお願いします。  
日6月30日(火)まで  
問3000人(市内在住の18歳以上の方から無作為抽出)  
内郵送による調査  
問財政課 ☎470

●単独浄化槽または汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する場合に補助金を交付  
市内の市街化調整区域に自ら居住している既存専用住宅で単独浄化槽または汲み取り便槽を合併浄化槽に転換する方(法人は対象外)  
補助限度額 ▼5人槽 33万2000円 ▼7人槽 41万4000円 ▼10人槽 54万8000円 ▼処分費 6万円  
※予算枠に達し次第締め切り  
内平成28年3月10日までに、環境リサイクル課(☎234)へ

●埼玉県内市町村職員採用合同説明会  
市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や職員の募集状況、勤務条件、仕事の内容などについて、直接人事担当者から話を聞くことができます(八潮市もブースを設置予定)。  
詳しくは、ホームページ(<http://www.hitozukuri.or.jp/navi/event/>)をご覧ください。  
日7月9日(木) 午後1時～6時(入

●社会を明るくする運動強化月間  
社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。  
問さいたま保護観察所企画調整課 ☎048・861・8287

●社会を明るくする運動強化月間  
社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。  
問さいたま保護観察所企画調整課 ☎048・861・8287

防災行政無線  
テレホンサービス  
**0120-840-225**  
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

●社会を明るくする運動強化月間  
社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。  
問さいたま保護観察所企画調整課 ☎048・861・8287

## 八潮市住宅改修資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする市民に対し、その費用の一部を補助する制度です。

問商工観光課 ☎202

### 対象住宅

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。なお、集合住宅は個人の専用部分とします。

### 補助金の額

10万円(税別)以上の工事、工事額の30パーセント(千円未満切り捨て)

※上限額10万円、予算枠に達し次第締め切り

### 対象工事

- ▼市内に本店などを有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事
- ▼補助金の交付が決定されてから着工し、平成28年3月16日までに完了する工事
- ※すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外
- ▼建物の内外装の改修および修繕、建物の増改築など

### 申込資格

次のすべてに該当する方

- ▼申込日現在、市内に1年以上住民登録している方
- ▼申込日現在において市税の滞納のない方
- ▼対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方
- ▼過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方※昨年度までに一度でもこの補助金を利用した方は、利用不可

### 申込方法

6月29日から12月28日までに、所定の申請用紙(商工観光課または市ホームページで入手)などを商工観光課窓口へ(郵送不可、6月29日から7月1日までは市役所第2会議室で受付)  
※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。  
※案内チラシは、商工観光課の窓口で配布しています。

## 一人で抱え込まず、生活に困ったら相談を

市では、生活困窮者自立支援法の施行により、4月から生活困窮者支援窓口を開設しています。

この制度は、生活保護に至る前の段階の生活に困っている方に対し、相談支援などを実施することで自立の促進を図ることを目的としています。

### 相談窓口

社会福祉課窓口  
自立相談支援専用電話 ☎949-6317

市内在住で、経済的な問題などで生活にお困りの方※生活保護受給者を除く

▶自立相談支援事業 支援員が相談者の生活状況を確認し、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、生活の安定に向けた支援を行う。

▶住居確保給付金の支給 離職などにより住居を失った、または失うおそれがある方に、一定期間家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えたいと、就職に向けた支援を行う。※支給は、一定の要件を満たす方が対象

問社会福祉課 ☎316